2　特定船舶は、前項に規定する航路及び区域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

第三十七条の四　港長は、特定船舶が前条第一項に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　港長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

第三十八条中「左の場合にはその行為をした者は、これを六箇月」を「次の各号のいずれかに該当する者は、六月」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「の規定により」を「において」に、「に違反したとき。」を「の違反となるような行為をした者」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項、第七条第一項、第十二条、第十三条又は第三十六条の三第一項（第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をした者

二　第五条第二項の規定による指定を受けないで船舶を停泊させた者又は同条第四項に規定するびよう地以外の場所に船舶を停泊させた者

三　第八条第三項、第十条（第三十七条の五において準用する場合を含む。）、第十四条の二又は第三十七条第一項若しくは第三項（これらの規定を第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分の違反となるような行為をした者

四　第二十四条第一項又は第三十一条第一項（第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十四条第三項又は第二十六条、第三十一条第二項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者

六　第二十五条の規定に違反した者

第四十条及び第四十一条を削る。

第四十一条の二中「第三十七条の三の規定により」を「第三十七条の五において」に、「これを三万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条を削る。

第四十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを一万円」を「三十万円」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第三十七条の三の規定により」を「第三十七条の五において」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第四条、第八条第二項、第二十一条第一項又は第三十五条の規定の違反となるような行為をした者

第四十三条を第四十一条とする。

第四十四条中「に違反したときは、その」を「の違反となるような」に、「これを一万円」を「三十万円」に、「する」を「処する」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十五条中「第四十一条又は第四十三条の違反」を「第三十九条第四号若しくは第五号又は第四十一条第二号若しくは第三号の違反行為」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「罰金」を「罰金刑」に改め、同条を第四十三条とする。

（海上交通安全法の一部改正）

第二条　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「狭い水道」を「航路以外の海域」に、「第六節　灯火等（第二十七条―第二十九条）」を「第六節　灯火等（第二十七条―第二十九条）　第七節　船舶の安全な航行を援助するための措置（第二十九条の二・第二十九条の三）」に改める。

第三条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第二十六条第二項又は」を「第二十条第三項又は第二十六条第二項若しくは」に、「前号に掲げる」を「、前号に規定する」に改め、「交通方法が」の下に「指示され、又は」を加える。

第五条中「をこえる」を「（対水速力をいう。以下同じ。）を超える」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（追越しの禁止）

第六条の二　国土交通省令で定める航路の区間をこれに沿つて航行している船舶は、当該区間をこれに沿つて航行している他の船舶（漁ろう船等その他著しく遅い速力で航行している船舶として国土交通省令で定める船舶を除く。）を追い越してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第七条の見出しを「（進路を知らせるための措置）」に改め、同条中「ときは」の下に「、進路を他の船舶に知らせるため」を加え、「信号により行先を表示しなければ」を「、信号による表示その他国土交通省令で定める措置を講じなければ」に改める。

第二章第一節中第十条の次に次の一条を加える。

（航路外での待機の指示）

第十条の二　海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第十四条第三項及び第四項を削る。

第二十条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「中水道を経由して航行する」を「順潮の」に改め、同項第三号中「西水道を経由して航行する」を「逆潮の」に改め、同号後段を削り、同項に次の二号を加える。

四　前二号の規定にかかわらず、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする場合又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、その他の船舶の四国側を航行すること。

五　逆潮の場合は、国土交通省令で定める速力以上の速力で航行すること。

第二十条第二項中「前項第一号」の下に「から第三号まで及び第五号」を加え、同条に次の二項を加える。

3　海上保安庁長官は、来島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があつた場合において、同航路を第一項の規定による航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、同航路をこれに沿つて航行し、又は航行しようとする船舶に対し、同項の規定による航法と異なる航法を指示することができる。この場合において、当該指示された航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

4　来島海峡航路をこれに沿つて航行しようとする船舶の船長（船長以外の者が船長に代わつてその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十一条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第三項の規定により海上保安庁長官が指示した航法によつて航行している場合は、この限りでない。

第二十二条中「次の各号に」を「次に」に改め、「（船長以外の者が船長に代わつてその職務を行なうべきときは、その者。以下同じ。）」を削り、「航行予定時刻」を「当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予定時刻、当該船舶との連絡手段」に改め、同条第三号中「距離が」の下に「航路ごとに」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　巨大船以外の船舶であつて、その長さが航路ごとに国土交通省令で定める長さ以上のもの